

東浦町安全なまちをつくる会会則

(名称)

第1条 この会は、東浦町安全なまちをつくる会とする。

(目的)

第2条 この会は、住民が協力して防犯に関する活動を行うことにより防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって住民生活の安全の確保と犯罪のない明るい環境の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この会則でいう住民とは、本町に住所を有する者及び在勤、在学する者並びに町内に所在する土地、建物、商店、事務所等の所有者及び管理者をいう。

(組織)

第4条 会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県知多県民事務所長
- (2) 愛知県半田警察署長及び署員
- (3) 愛知県半田防犯協会連合会役員
- (4) 東浦町長
- (5) 東浦町副町長
- (6) 東浦町教育委員会教育長
- (7) 各地区コミュニティ会長及び防犯を所轄する部会長
- (8) 各小中学校長及びPTA会長
- (9) 東浦高等学校長
- (10) 各地区老人クラブ会長
- (11) 各保育園長及び保護者の会会長
- (12) 幼稚園長及び保護者会
- (13) 東浦町青少年育成地域推進員
- (14) 防犯協力事業者
- (15) 更生保護女性会長

(事業)

第5条 東浦町安全なまちをつくる会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及及び啓発活動の推進
- (2) コミュニティ活動を通しての地域防犯活動の活性化
- (3) 防犯モデル地区の設置
- (4) 町内で発生した犯罪及び事件に対する警察活動への協力

- (5) 青少年健全育成活動及び地域環境整備事業の推進
 - (6) その他この会則の目的を達成するために必要な事業
- (役員)

第6条 東浦町安全なまちをつくる会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 顧 問 3名
 - (4) 相 談 員 5名
 - (5) 支 部 長 6名
- (役員)

第7条 会長は町長とし、副会長及び他の役員は会長が任命する。

- 2 会長は、前条以外の委員を必要に応じて任命することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるとき、又は会長が欠けたときはその職を代理する。
- 3 顧問及び相談員は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 支部長は、防犯連絡責任者となり本会の運営事業並びに各支部防犯活動の推進にあたる。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末とする。ただし、再任を妨げない。

また、任期中において委員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会議とする。

- 2 会議は、すべて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 3 総会は、委員をもって構成し、半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会長は、必要に応じて役員を招集し、役員会議を開催することができる。
- 5 会長は、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(防犯支部)

第11条 地域防犯活動を強化するため、各地区コミュニティに防犯支部を設ける。

- 2 各防犯支部に支部長、副支部長及び支部委員を置く。
- 3 副支部長及び支部委員は支部長の指示を受け、各地区コミュニティと連携して地区防犯活動事業の推進にあたる。

(事務局)

第 12 条 東浦町安全なまちをつくる会の事務局は、防犯に関する事務を所掌する課に置く。

(委任)

第 13 条 この会則に定めない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 16 年 2 月 18 日から施行する。
- 2 平成 15 年度については、第 9 条の規定中「4 月 1 日」とあるのは、「第 1 回総会」とする。

附 則

この会則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。